
OMIC コンプライアンスコード (基本方針)

第5版
2020年4月1日発効

15-6, Nihonbashi Kabuto-cho, Chuo-ku,
Tokyo 103-0026
JAPAN

Tel : +81-3-3669-5181
Fax : +81-3-3669-5190
E-mail : pdd.jp@omicnet.com
URL : <http://www.omicnet.com>

海外貨物検査株式会社

Overseas Merchandise Inspection Co., Ltd.

目 次

I.	序.....	3
II.	コンプライアンス基本方針.....	4

I. 序

1. 目的

このコンプライアンスコード（以下「本コード」という）は、OMICが職業倫理にかなった活動及び誠実な業務実施を確保するようOMIC²組織³全域にわたり高水準の専門的なサービスを維持することによって商品検査業¹の地位を高めることを目的とする。

2. 定義

2018年12月版のTIC Councilコンプライアンスコード、TIC Councilコンプライアンスコード実施「IFIA定款」に定められた語句及び表現は、特段の定めのない限り本コードにおいても同定款と同様の意味を有する。

3. 関連文書

本コードは次の文書に準拠している。

- (i) TIC Councilコンプライアンスコード（2018年12月発効第1版）
- (ii) TIC Councilコンプライアンスコード実施ガイドライン（2018年12月発効第1版）

4. 発効日

本コードの初版は、2004年4月1日から効力を発し、この第5版は2020年4月1日から効力を発する。

¹ 「商品検査業」とは、基準、技術仕様、顧客特有の要求事項、行動規範及び規定など規範文書に基づく所定要件の評価（サンプリング、試験、検査、分析、評価、実証、適合性評価及び認証を含む）に関する事業分野をいう。

² 「OMIC」とは、Overseas Merchandise Inspection Co., Ltd.社と、OMICグループ企業と定める企業をいう。ただし文脈により、OMIC組織内のこれ以外の企業を含めることもある。

³ 「組織」とは、OMICと、OMICの子会社及び、法律的にまたは経営上でOMICが何らかの有効な支配権を及ぼしている会社、企業その他の組織団体をいう（本職業に従事していないものも含む）。本職業から外れる事業分野であっても同様にOMICの支配下にあるので、職業全体の名声を保護強化するため、そうした事業分野も含める。

II コンプライアンス基本方針

1 誠実性

全ての業務を専門的、独立かつ公平な方法によって実施する。

業務は誠実に実施するものとし、承認された試験方法や手順からのいかなる逸脱も許容しない。承認試験方法に試験結果に関する許容範囲が規定されている場合には当該許容範囲が実際の計測結果の改竄^{さん}に悪用されないようにする。

データ、試験結果及びその他の重要な事実については誠実な報告を行い、不適切な改変を行わない。また、実際の検査結果、専門的な見解或いは得られた結果を正確に記述した報告書及び証明書のみを発行する。

2 利害の衝突

財務上或いは商取引上で利害関係のある如何なる関連組織間、或いは OMIC がサービスを求める組織間においては利害の衝突を回避するようにする。

異なった業務に携わり、同一顧客或いは相互にサービスを提供するグループ内企業或いは部門の間での利害の衝突を回避するようにする。

職員に OMIC の事業活動との利害の衝突を確実に回避させるようにする。

3 秘密保持とデータ保護

顧客情報の秘密性とプライバシーを尊重し、そうした情報を適切に保護するためのプロセスを確保する。

4 贈収賄の禁止

キックバックや契約上の支払いの一部であれ如何なる形態での贈収賄を禁止する。

顧客、代理店、契約相手先、サプライヤー或いはこれらの職員或いは政府職員との間での不正利得の授受のための別ルートやチャンネルの使用を禁止する。

5 公正な業務の遂行

最高水準のビジネス倫理および誠実さをもって事業を遂行するものとし、自社の評判、TIC Council または TIC 業界の信用を失墜させるような行動をしてはならない。

6 安全衛生

職員、顧客、および第三者の健康と安全を守るために適切な研修を実施し手順を整備しておくとともに、事業運営の過程でリスクを最小限に抑えるためにインシデントを監視する。

7 公正な労働

職員、一般の人々、業務を行う地域社会および環境に対する社会的責任を意識するとともに、人権を尊重するものとする。